生物多様性を重視した持続可能な農林水産業の維持・発展に向けて

-生きもの認証マークへの提言(案)-

平成20年7月 農林水産省生物多様性戦略検討会

1 はじめに

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活資材などを供給する必要不可欠な生産活動であるとともに、我が国においては、昔から人間による農林水産業の営みが、人々にとって身近な自然環境を形成し、多様な生物が生息生育する上で重要な役割を果たしてきた。

安全で良質な農林水産物を供給する農林水産業及び農産漁村の維持・発展のためには、その基盤である生物多様性の保全は不可欠である。同時に、農林水産業のあり方いかんによっては、生物多様性保全に大きな影響を与えるなど、農林水産業と生物多様性は密接不可分の関係にある。

これまで、一部の不適切な農薬・肥料の使用、経済性や効率性を 優先した農地・水路の整備などが生物多様性に負の影響を与えてき たことなどもあり、これら負の影響を見直し、生物多様性を重視し た農林水産業を推進するため、昨年7月、農林水産省生物多様性戦 略が策定されたところである。

また、本年5月にドイツで開催された生物多様性条約第9回締約 国会議において、次回第10回の締約国会議が平成22年10月に 愛知県名古屋市で開催されることが正式に決定されたところであ り、農林水産分野での生物多様性保全に係る取組について情報発信 するなど、開催国としてのリーダーシップの発揮が期待されるとこ ろである。

さらに、本年6月には議員立法による「生物多様性基本法」が施行されており、より一層の生物多様性の保全及び持続可能な利用が求められているところである。なお、第19条第2項においては、「国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他必要な措置を

講ずること」とされている。

2 現状

現在、農林水産省生物多様性戦略に基づき、田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など生物多様性を重視した農林水産施策を展開するとともに、今年度より農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発に着手したところであるが、生物多様性の保全に資する農林水産業の取組に関しては未だ十分に認知されているとは言い難い状況にある。

生物多様性を重視した農林水産業をさらに推進するためには、このような取組を実施する生産者の理解を高めるとともに、そのインセンティブとなるように、そのような取組を通じて生産されたものを選択する消費者の理解を深めるなど、双方が農林水産業における生物多様性保全の必要性を理解することが重要である。

身近な地域の生きものや自然環境の保全に、わが国の農林水産業が貢献していることが理解されることにより、国産農林水産物への関心が高まり、選択されて消費拡大につながり、食料自給率の向上にも資することとなる。

このような中、いくつかの地域においては、生物多様性の保全に 配慮した取組によって生産された農産物であることを、地域の代表 的な、又は身近な生きものを通じてアピールする取組がみられてい るところであり、このような取組を企業や地元の人々のサポートを 得ながら、全国各地に広げていくことが重要である。

また、生物多様性の保全にも配慮した持続可能な漁業・森林経営に向けた水産・林産物の流通を進めるマリン・エコラベル・ジャパン (漁業・水産物の流通)、FSC・SGEC (森林経営・林産物の流通)といった認証制度が民間主導によって取り組まれており、エ

コラベルを貼った水産・林産物の流通が始まりつつある。

(1) コウノトリの舞(兵庫県豊岡市)

- かつて絶滅したコウノトリも住める豊かな環境づくりと、環境に配慮した生産を消費に結びつけるため、コウノトリをシンボルにブランド認定を行い、農産物に高付加価値を付けることに成功。
- 里の自然生態系の上位に立つコウノトリが野生で生息できるように、節減対象農薬・化学肥料の使用の低減、冬期湛水・中干の延期等を行うことにより、エサとなる水田等の生きものの多様性を確保。
- 第3者機関により認定し、コウノトリをデザインしたロゴマークを農産物に表示して販売。

(2)環境こだわり農産物(滋賀県)

- 滋賀県農業の健全な発展と、琵琶湖をはじめとする環境保全 を目指した環境こだわり農業を推進。
- 化学農薬・化学肥料の使用量を慣行の1/2以下に削減、環境 配慮技術(琵琶湖・周辺環境への負荷削減、生態系保全・景観形 成)の実施。
- 第3者機関により認定し、ロゴマークを農産物に表示して販売。加工品にも表示。
- このほか、魚道の設置や水管理により、魚が琵琶湖と水田を 行き来できるように配慮して生産した、魚のゆりかご水田米も 今秋より一般向け販売を開始。

(3) 宮城県大崎市田尻地域の取組

- 地域の水稲作付面積の半分で環境保全型農業に取組。
- 生産者の取組を消費者にも伝えるために、定期的に交流会を 実施し、一緒に生きもの調査等を行っている。
- 生きものの種類、数の違いをほ場ごとに看板を設置して表示。
- ラムサール条約登録湿地である蕪栗沼・周辺水田では冬期湛

水を実施しており、取れた米について「ふゆみずたんぼ米」と して販売。

(4) 桑原めだか米(神奈川県小田原市)

- 絶滅危惧種である在来メダカ等のいる美しい景観と農業を 守るとともに、その基礎となる地産地消を推進するため、市民 団体「桑原めだか米の会」が生産者と消費者の仲介役となり、桑 原地区で取れた米を「桑原めだか米」として販売。
- 桑原地区は、林に囲まれているという立地条件のためか、ウンカ等水田害虫の発生がもともと少なく、農薬使用量が少ない。
- 認証基準等は特に設けていないが、一般市民に実際に田んぼ に生息生育するメダカやデンジソウなどの生きものを見せるこ とにより、確認することが可能。

(5) 森林認証制度 (FSC/SGEC)

- 「適正な森林管理」がなされている森林を認証するとともに、 認証を受けた森林から生産された木材及び木材製品をラベリ ングする制度。
- 世界的な認証制度としてFSC(設立:1993年、森林管理協議会)、国内独自の制度としてSGEC(設立:2003年、「緑の循環」認証会議)があり、両制度とも、生物多様性に配慮していることが認証の要件の一つ。
- これまで両制度で認証された森林面積は、計約100万 ha。

(6) マリン・エコラベル・ジャパン((社)大日本水産会)

- 資源と生態系の保護に積極的に取組んでいる漁業を認証し、 資源と海に優しい持続的な漁業を促進するために、持続的な漁 業で獲られた水産物にラベルを貼って、消費者に持続的な漁業 をアピールする制度。
- (社)大日本水産会事業部が事務局となり、外部審査機関に よって審査・認証。
- 平成20年7月時点で、以下の3件が認証申請されている。
 - ①日本海沖合ベニズワイガニ漁業(日本海かにかご漁業協会)

- ②1そうびきかけ回し(鳥取県沖合底曳網漁業協会)
- ③サクラエビ漁(由比港漁業協同組合、大井川町漁業協同組)

3 生きもの認証マークについて

このような生きものに着目した情報発信、いわゆる生きもの認証マークは、生物多様性の保全に取り組む生産者とその成果品の受け手である消費者の双方をつなぐ方策として有効であり、生物多様性及び生物多様性保全に資する農林水産業への国民の理解を深める手段としても有効であると考えられることから、国は生きもの認証マークについて、関係者と連携を取りつつ、以下について留意しながら取り組んでいくことを提言する。

生きもの認証マークの取組を全国各地に広げ、その活用を促進するためには、地元の人々や企業のサポートを得ながら進めることが重要であることを念頭に、生きもの認証については、その役割や表現方法、認証方法などについて、さらに検討を重ねていく必要がある。

例えば、生きもの認証マークのもつ役割としては、農林水産業と密接な関係にある生物多様性への理解を深めるきっかけ、地域の自然環境のアピール、農林水産物自体または産地への付加価値の付与、消費者との認識の共有などが考えられる。

また、表現方法としては、生態系の上位の種を用いることにより 同時に下層の生きものもたくさんいることを表現、地域固有の種を 保全していることを表現、ありふれた生きものをたくさん育んでい ることを表現などの方法が考えられる。

生きものを農林水産物のPRに活用するに当たって、生物多様性に配慮した取組(行為)と生きものの保全状況(結果)との間に何らかの関係を示すことが望ましく、そのための手法についても検討

が必要である。

さらに、認証方法としては、生産者が自己申告する自主認証、生産者と消費者間の当事者認証、行政機関やNPOなど第三者機関による第三者認証が考えられる。例えば生きものの存在状況によって認証するのであれば、田畑等生産現場を見ることによって確認することができることから、自主認証、当事者認証も可能であると考えられるなど、全国各地で取組を広げるための方法について更なる検討が必要である。

このため、先進的に取り組んでいる全国各地の事例について調査 し、その内容を詳細に分析するとともに、それらを、例えばこれか ら生きもの認証マークに取り組もうとする生産者、又はそれを購入 しようとする消費者への指針となるべくガイダンスや事例集として とりまとめ、生産者・消費者に提供することが必要である。